



秋の総合健(検)診のお知らせ

特定健診、各種がん検診を次のとおり行います。平成26年度最後の健診です。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず受診しましょう。

とき	ところ
1月18日(日)、19日(月)	総合福祉センター

- **受付時間** 午前8時30分から10時30分まで
- **申込方法** 健(検)診希望日の2週間前までに電話でお申し込みください。また、申込書が自宅に届いている場合は、必要事項を記入して返送してください
- **健(検)診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス・結核検診)、特定健診、基本健診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

～がん検診を受けましょう～

現在、日本人の約2人に1人が「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。がんによる死亡を防ぐには、検診での早期発見、早期治療が効果的です。

下記に該当する人は、がん検診自己負担無料(無料クーポン事業)の対象者です。クーポン券を使っていない人は、ぜひ、がん検診を受診してください。

● 肝炎ウイルス・大腸がん検診対象者

年齢	対象者の生年月日
40歳	昭和48年4月2日から昭和49年4月1日
45歳	昭和43年4月2日から昭和44年4月1日
50歳	昭和38年4月2日から昭和39年4月1日
55歳	昭和33年4月2日から昭和34年4月1日
60歳	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日

● 子宮がん検診対象者

年齢	対象者の生年月日
20歳	平成5年4月2日から平成6年4月1日

● 乳がん検診対象者

年齢	対象者の生年月日
40歳	昭和48年4月2日から昭和49年4月1日

平成21年～平成24年度に実施した「子宮がん・乳がん検診無料クーポン配布」事業対象者で、対象年度にクーポンを使用しなかった人は今年度、町の集団健診にて、無料で子宮がんもしくは乳がん検診を受診することができます。受診を希望する人は総合福祉センターにお申し込みください。

乳幼児健診・相談

12月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	12月11日(木)	平成26年7月17日から 平成26年8月18日生まれ
7か月健診	12月25日(木)	平成26年5月2日から 平成26年5月29日生まれ
12か月健診		平成25年12月1日から 平成25年12月31日生まれ
1歳半健診	12月4日(木)	平成25年5月7日から 平成25年6月4日生まれ
3歳児健診		平成23年11月7日から 平成23年12月4日生まれ
乳幼児相談	12月24日(水)	平成26年9月28日から 平成26年10月25日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

- **問い合わせ** 総合福祉センターまで

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦本人がお越しください②日時が都合がつかない場合はご相談ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)



感染症を予防しましょう

冬は、ウイルスや細菌による感染症が流行する季節です。今年も、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症が猛威を振るうと予測されます。

予防のために…

- **手洗い、うがいを徹底** ウイルスや細菌は多くの場合、口、鼻、目から体内に侵入し感染してしまいます。
- **体の抵抗力を高める** バランスの良い食事や適度な運動、十分な睡眠を心がけることが大切です。



二十歳になったら国民年金

国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、現役世代みんなが支えようという考えで作られたものです。日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。
※20歳到達時に厚生年金及び共済年金に加入している人、またはそれらの人に扶養されている配偶者は手続きの必要はありません。



国民年金加入手続きとその後の流れ

① 資格取得届書を提出してください

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から加入の案内が送られます。同封の「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を記入し、役場保険健康課または年金事務所に提出してください。保険料の免除等を希望する人は加入手続きと同時に申請することもできます。

② 年金手帳が届きます

年金手帳に記載されている基礎年金番号は一人ひとりの年金記録を管理するための番号です。新たに厚生年金等に加入する場合や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。



③ 保険料納付書が届きます*

納付書が届いたら保険料を納めてください。保険料は金融機関やコンビニで納付することができます。また、口座振替やクレジットカード払いも可能です。保険料が割引になる前納制度などもありますので詳しいことは、役場保険健康課または年金事務所にお問い合わせください。

※保険料の免除申請等をされた場合にも納付書が送られることがあります。免除等の承認については後日送付される、結果通知書でご確認ください。

ご注意ください!!

年金事務所などの職員をかたり、現金をだまし取られる被害が発生しています。年金事務所職員や業務委託を行っている民間事業者が訪問する場合、日本年金機構が発行した写真付身分証明書を必ず提示することになっていますので確認してください。不審な電話や訪問があった場合は、現金を支払ったり口座番号などの個人情報を話したりせず、日本年金機構本部（☎03-5344-1100「お客様の声担当」②）へお問い合わせください。

問い合わせ

役場保険健康課保険年金班 ☎42-2111
直方年金事務所 ☎22-0891